

うきは市告示第20号

令和8年第2回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和8年2月18日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和8年2月27日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

高木 亜希子君	高松 幸茂君
樋口 隆三君	組坂 公明君
佐藤 裕宣君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
中野 義信君	佐藤 湛陽君
伊藤 善康君	熊懷 和明君
江藤 芳光君	

---

○3月2日に応招した議員

---

○3月3日に応招した議員

---

○3月4日に応招した議員

---

○3月23日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和8年2月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会運営委員会・  
議会改革特別委員会・市民生活基盤対策特別委員会)
- 日程第5 議案上程(議案第3号から議案第31号まで29件)
- 日程第6 市長の施政方針について
- 日程第7 市長の提案理由説明
- 日程第8 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度うきは市一般会計  
補正予算(第7号))
- 日程第9 議案第5号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第6号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第7号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第22号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及  
び規約の変更について
- 日程第14 議案第23号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更  
に関する協議について
- 日程第15 議案第28号 うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第29号 うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第17 議案第30号 うきは市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 予算特別委員会の設置について
- 日程第19 予算特別委員会への議案審査付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会運営委員会・議会改革特別委員会・市民生活基盤対策特別委員会）
- 日程第5 議案上程（議案第3号から議案第31号まで29件）
- 日程第6 市長の施政方針について
- 日程第7 市長の提案理由説明
- 日程第8 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度うきは市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第9 議案第5号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第6号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第7号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第22号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第14 議案第23号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第28号 うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第29号 うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第30号 うきは市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 予算特別委員会の設置について
- 日程第19 予算特別委員会への議案審査付託

---

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君                      記録係長 上村 貴志君  
記録係 中畷二佐予君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	福祉事務所長	宮崎 公子君
副市長	吉村 祥一君	建設課長	雨郡 智也君
教育長	樋口 則之君	都市整備課長	辻 宏和君
市長公室長	石井 太君	水環境課長	瀧内 宏治君
総務課長	浦 聖子君	うきはブランド推進課長	柳原由美子君
監査委員事務局長	木下 英樹君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
会計管理者	佐藤史津子君	学校教育課長	江藤 良隆君
市民協働推進課長	高山 靖生君	生涯学習課長	佐藤 重信君
財政課長	高瀬 将嗣君	自動車学校長	松竹 信彦君
企画政策課長	手島 直樹君	国保・年金第一係長	平田 晃弘君
税務課長	大石 恵二君	国保・年金第二係長	行村 由依君
市民生活課長兼人権・同和对策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君		

---

午前9時00分開会

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めておはようございます。

ただいまから令和8年第2回うきは市議会定例会を開会いたします。

今期最後の定例会となります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に2番、高木亜希子議員、3番、高松幸茂議員を指名をいたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。定例会の会期は、本日2月27日から3月23日までの25日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日2月27日から3月23日までの25日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

タブレットに掲載しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思っております。

12月24日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されています。

以下、各会議等が開催されておりますので報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 改めまして、皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、常日頃から市政運営に御理解、御協力をいただいておりますことを、まずもって感謝申し上げます。

本3月定例会は、新年度当初予算をはじめ、計画の策定や条例の制定などに関して御審議をお願いするわけでございますが、昨年12月定例会で御報告をさせていただいて以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、資料データの配付に代えさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、委員会調査報告を行います。

本件につきましては総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、議会運営委員会、議会改革特別委員会、市民生活基盤対策特別委員会より、閉会中の継続調査申出があってございましたので、その調査報告を求めます。

それでは初めに、総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

まずは、総務産業常任委員会ということで報告させていただきます。

令和7年第5回うきは市定例議会において、閉会中の申出の所管の調査を行ったので、うきは市議会会議規則第110条の規定により、報告をさせていただきます。2点報告をさせていただきます。

報告の第1は農業振興に関する調査ということで、令和8年1月19日に行っております。内容については、浮羽町域で地域農業振興の担い手として営農する4つの営農法人組合との意見交換会を実施することから、事前アンケートの結果及び各法人の決算状況を確認し、うきは市の基幹産業である農業課題について、議員間質疑を実施しております。

なお、意見の内容についてはですね、営農法人の情報関係が多数含まれておりますので、報告の内容には入れておりませんので、差し控えさせていただいております。よろしくお願いいたします。

所見でありますけれども総務産業常任委員会は、この間、うきは市の農業振興に関する調査を実施してきました。農業所得向上や後継者の育成、休耕地の活用などを事例とした第6次産業化の取組の視察から始めまして、農林業センサスに表れている就農者の減少、耕作面積の減少、小規模農家の減少についての現状を委員会として把握してまいりました。

また、山口県では、広域連携連合体法人組織では、個々の法人組織を連合化することにより、持続可能な農業への取組事例、広島県においては、ぶどう産地の担い手を養成する研修制度の事例、みやま市においては、新たに造成開発が実施されているみかん団地の開発事例等を視察してまいりました。

昨年2025年農林業センサス調査が実施されております。昨年の11月28日に全国概要が公表されていますけれども、農業経営体は約83万戸で、10年前から4割減少する状況にあります。1つの経営体当たりの耕作面積は3.7ヘクタールで、過去最大化しております。20ヘクタール以上が半数を超え、大規模化が進んでいる現状があります。

農業の多面的機能を支える労力を考えると、耕作断念を担い手の高齢化だけに帰することはできないと考えております。うきは市の農業が持つ道の駅や耳納の里での地域振興力は、うきは市

が享受し、共有していると思っております。

うきは市の農業において、5年、10年先の姿が見えてこない現状があります。農業振興施策に関する計画・方針を作成するためにも、生産者を含む関係機関と協議する場の設置について、この間、申入れもさせていただいております。早期に立ち上げることを改めて総務産業常任委員会として重ねて要望するものであります。

報告の第2は2月5日、うきは市役所3階大会議室で行いました、地域協力隊の現状について及び活動報告の発表についてであります。

調査要旨については、うきは市の地域おこし協力隊が令和7年度開始から12年が経過し、平成26年度から累計56人を任用しております。

43名が任期を終了し、市内定住者は28名、市外転出が15名で、市内定住率は67%の報告がされております。

現在13名の協力隊員がミッションに従事しております。今回は令和8年3月で、着任から3年を迎え、ミッション終了する団員2名と現在2年目として進行している3名の方に成果を公表する機会を設け、活動内容や困難を受け止め、激励を兼ねて実施しております。

主な内容については、2ページからずっとありますので、各プランナーの発表した内容及び会議での質疑応答関係については、御参照いただければというふうに思っております。

6ページになります。所見になります。地域おこし協力隊事業は、都市部からの人材を受け入れ、人口減少と少子化が進むうきは市の地域事業の課題について、専門性や多様な視点から地域事業活性化推進の任務に当たり、関係する地域住民やサポーターとの交流を促進し、任期終了後にはうきは市に定住することを目的に導入されていると理解しております。

今回のような活動報告会に当たり、成果の進行状況について、隊員がどのような課題を考え、解決のためにどのようなプロセスを考えて実践しているかは大変重要なことだと理解しております。

特に、うきは市のあらゆる産業について、担い手が確保できていない、産業に従事するキーとなる人材が見つからない、そういった現状があるということが課題としてあると思っております。

令和7年度までの12年間で56名の協力隊員が地域おこし推進者として活動してきております。

令和6年度までの任期終了者43名中28名は、起業は43%、就業者が43%、就農者が14%との報告もありました。今後、地域おこし協力隊が行っている地域活性化や産業振興に係る事業を一定取りまとめる必要があるのではないかと考えております。

この間、各推進プランナーが実践してきた12年間の活動成果について、分野別に政策課題として整理する必要があるのではないだろうか。委員からも、総合計画の中で、結果がどのように

生かされているかとの質疑がありました。

引き続き地域おこし協力隊事業を継続していくとすれば、協力隊員のコミュニケーション能力だけではなく、地域地元関係者のさらなる理解が広がるよう、事業主体者として発展するよう期待しております。

最後に、協力隊員からは、うきは市の魅力について、地域の気づかない魅力と熱意、そして、可能性が熱く語られ、総務産業常任委員会として非常に好感を持って伺ったことを申し述べて報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 令和7年うきは市議会12月定例会において、閉会中調査を申し出て、所管事務調査を行ったため、会議規則第110条の規定により、御報告いたします。

浮羽究真館高校活性化支援策に関する事務調査、調査期日、場所、出席者については、御確認をお願いいたします。

調査目的、本委員会では浮羽究真館高校活性化支援策に関して調査を行ってきました。実際に生徒たちのニーズを把握すべく、全学年を対象としたアンケートを実施の上、究真館高校の生徒たちとの意見交換会を行いました。これらを踏まえ、支援策に関して事務調査を行い、各委員の意見を集約することを行いました。

調査要旨、まず、実際の在学生アンケートの結果について、要点を御報告いたします。

1年生107名、2年生93名、3年生22名、合計222名から回答を得ました。なお、3年生については受験期間に相当するため、人数が、このような人数となっております。

「進路選択時、究真館高校を選択した理由は」の問いに対する上位回答、①コース、②通学距離、③部活動、次いで偏差値であるとか、口コミという回答になっております。

「市が支援を行う場合、どのような支援をしたらもっと魅力的な学校になると思うか」の問いに対する上位回答は、①食堂・売店に関するもの、②交通手段の改善に関するもの、③学校イベントの補助となっております。次いでグラウンドの整備、学校設備への補助となっております。

このアンケート結果を基に、1・2年生の希望者17名と議員による意見交換会を行いました。その際に意見として挙げられた主な意見を申し上げます。

「進路に選んだ理由」、コース制になっている。他校と違って2年生から選べる。これは高校受験の段階では、まだ、将来の目標が分からないのですが、2年生から理数・人文・情報マネジメント・生活環境を選べるコース制なので、就職も大学進学も考えられるということでした。

「入学後の実感」、勉強やイベント、学校の雰囲気がよい。部活動が盛ん。2年生で選択できるコース制がやはりよいなどの意見がありました。

ページをめくっていただきまして、市外から通学している生徒さんからは、公共交通が不便で、親が車で送迎をしている、活用しやすい交通手段があるとよい。入るときは知らなかったが、指定校推薦が多いといった意見もありました。

そして、市が支援するならば、どのような支援を望むのかという問いに対しては、学食の復活、交通手段を改善、充実してほしい。「のるーとうきは」を活用できないか。各種イベントの宣伝をしてほしい。通学路にあたる道の自転車道路整備をしてほしい。模試代や受験用の参考書代、通学費を補助してほしい。こういった意見がありました。

アンケート及び意見交換会を踏まえ、2月6日に厚生文教常任委員の閉会中調査で、意見の集約を行いました。企画政策課所管の通学費補助制度のチラシ掲載内容も確認した上で、委員からの主立った意見については記載しておりますので、読み取りをお願いいたします。

次のページです。6、所見、秋に行った保護者との意見交換会や先進自治体視察に引き続き、究真館高校在校生へのアンケート、それに基づく意見交換会実施と、段階を経て再び究真館高校活性化支援策について事務調査を行いました。

12月議会でも御報告いたしました。本市の場合は、隣接自治体に多くの高校があるため、子供たちは、当然ですが多様な選択肢の中から自らの学力・希望する進路に見合う高校、そして希望する部活動のある高校などを志望し、受験に臨んでいます。

究真館高校生徒へのアンケート、意見交換会でのヒアリングでは、それに加えて、中3時点では将来の目標などが明確ではないため、高2になってからコース選択できる普通科として志望したという考えや、あるいは既に入学している兄、姉からの勧めがきっかけとなったケースが多く、経済的な面を志望理由にしているケースは非常に少なかったかと思えます。

したがって、数多くの高校の中で、浮羽究真館高校が今後、選ばれる学校になっていくために、市として支援するならば、高校としての魅力向上に直結する事業、あるいは、生徒ニーズを満たす事業のほう、やはり必要とされるのではないかと考えます。

私立高校無償化拡大で、公立高校受験者減少が見込まれる令和8年度受験において、究真館高校を進路選択の候補とする受験生を増やしたいという考えに基づき、年度途中である9月議会で

チラシ印刷費を計上し、通学費補助の情報を早期に発信したことについては、一定理解したものの、本来、所管課が生徒に対しアンケートを実施するなど、より丁寧な手順を踏むことで、実際の志望理由、そして市に対する生徒ニーズ、保護者ニーズはつかめたものと思われます。その手順を省き、提案されてきたことは残念なことに感じております。

2月の志願者数で確認を行ったところ、究真館高校の志願者は大幅に減少しており、本委員会としてはチラシを活用した通学費補助の打ち出しが志願者確保に寄与したとは言えないのではないかと捉えております。

私立無償化の波があったことは当然ですが、第7学区のほかの普通科の志願倍率が8割台に踏みとどまっている中で、特に浮羽究真館高校に関し、特色化選抜志望者が大幅に減少しています。交通の不便さや学食の廃止も子供たちの判断の一因となったであろうと認識をしております。やはり学校そのものの魅力を向上させることが重要なのだと考えます。

また、浮羽究真館高校活性化に向けて、市の予算を執行するために、市民の理解を得るには、浮羽究真館高校と地域との連携が深まることや、参考資料2に示しておりますけれども、ここ数年で、おおよそ17%にとどまる市内中学校からの進学者を増やすことが望まれると考えられます。

将来のうきは市の担い手としての回帰性を高めるためにも、地域との連携、市民の理解は大前提となるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、委員会としては、1、通学費補助は高校生のいる子育て世帯への経済的支援だと考えます。平等性、公平性を考えると、令和8年度当初予算で提案される浮羽究真館高校生支援通学費等補助金は、市内通学生徒に対するものだという位置づけとし、市外通学生徒へも行うべきと考えます。

また、効果検証を行う実証事業的な位置づけとし、補助割合や持続的な事業実施を行うか否かについては検証するべきであると考えます。

2、企画政策課が発行したチラシに既に掲載されているため触れますが、卒業応援金は高校活性化支援策としては適さないのではないのでしょうか。相当額で浮羽究真館高校での学校生活充実のための事業を実施することを求めたいと思います。アンケート・意見交換会の生徒意見でも出ている学食の復活、「のるーと」の活用、交通手段の購入補助などが適切であると考えます。

中身については、お読み取りをお願いいたします。

3、浮羽究真館高校活性化支援のための協議体づくりについて、12月議会の際には、同窓会などの民間団体が主力となることが望ましいというような御説明であったかと記憶をしております。やはり立地自治体として明確に関与していくべきではないのでしょうか。市がその一翼を担うことを引き続き求めたいと思います。

浮羽究真館高校は県立高校であるため、学校や県が魅力化に対し主体的に取り組むことが大前提ではあります。しかしながら、市も市議会も支援するべきという方向性は一緒のため、本当に必要とされる支援策を今後も、ともに考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終了いたします。

次に、議会運営委員会の報告を求めます。6番、佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 議会運営委員会では昨年の5月から市議会基本条例の検証に取り組んでまいりました。その内容について報告をいたします。

まず、検証に至った経緯でございます。市議会基本条例第26条第1項の条文「議会は一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」に基づき、これからの議会の在り方や方向性の礎となるよう検証に取り組んだところでございます。

検証の総括として、議会基本条例の検証に当たって、委員会討議を中心に論議を行ったことは、議会全体として、また、議員個人としての活動原則の確認、共有を図る意味において大きな意義があり、地方分権が進む中、地方議会に何が求められ、何ができるかを主体的に再考できる機会となりました。検証内容の詳細、結果については別添のとおり本年1月5日の全員協議会において報告を行ったところでございます。

検証を行う過程において、第26条（見直し手続）の第1項において定められる検証の時期については、現行、「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」とされておりますが、効果的な検討を行う観点から、委員会討議の結果、「議会は、議員の任期開始2年を経た後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。」と改正することで、全会一致により了承されたものでございます。

よって、令和8年第2回定例会において、議会基本条例の一部改正を発議するものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

次に、議会改革特別委員会の調査報告を求めます。7番、野鶴議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（野鶴 修君） それでは、議会改革特別委員会調査報告をいたします。議会改革特別委員会におきましては、令和4年うきは市議会6月定例会において、この特別委員会が設置されております。それから4年間、いろんな議会改革に関することを調査してきたわけですが、今回、最後ということで、4年間を総括した報告をさせていただきたいと思っております。

経過並びに最終結果、うきは市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

まず、調査実施期間であります。令和4年から令和8年2月、今月末まで調査を行っております。調査の対象となった項目を一応大きく3点、①といたしまして、うきは市議会基本条例及び委員会規則、申合せ事項等の見直し検討を行っております。

②といたしまして、議員定数及び議員報酬等に関する調査・審議を行っております。

③といたしまして、政務活動費、調査費等の見直し、大きくはこの3項目を今回4年間にわたって調査しております。調査結果といたしまして、①、②につきましては、もう既に、それぞれの定例会の際にいろいろ報告をさせていただいておりますので、この場においては省略させていただきたいというふうに考えております。

③の政務活動費、調査費等の見直しでありますけど、政務活動費につきましては、個人が議会活動を行うための調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として支払われるものであります。政務活動費使途基準マニュアルにおいては、項目別に指針を示すなど、政務活動費として支出できる項目についての基準を定めております。

今回は、その使途基準マニュアルで示している項目について、個人の自己研さんや政治活動なのか。それとも議会活動として認められる調査研究に該当するものであるのか。判断のつきにくい項目において、市民の不信感が生じないように明確とすることを目的に調査・審議をしてきております。

結果といたしまして、これまで書籍・新聞等の購入において、日刊紙及び議員の職業等に関わる新聞ということで、農業新聞であるとか教育新聞並びにスポーツ新聞、そういった部分のうち農業新聞等の購読料は、これまでは政務活動費ということで認められてきておりますけど、もう今回一切そういった新聞等の購読料については、非常に紛らわしいという判断もありましたので認めないということにしております。

また、書籍等については議員活動として使用したことが分かるような資料や活動実績、例えば一般質問等で使用したとか。そういったことを示すということを条件として、書籍等については認めようというふうな形になっております。

さらに、議員個人が発行する広報紙の関係ですけど、これについては、特定の区域にしか配布しない。個人の所見が入るもの等が多々あり、議員個人の政治活動や講演会活動としての要素が大きいという判断から、政務活動費としては、もう認めないということにしております。

ただし、一般質問等における資料添付の印刷費、コピー代、これは従来どおり認めるものとするということ、ただし領収書等の添付が必要であるというふうにしております。また、行政視察等の実施については、事前に議会事務局に届出を行い、議長の許可を得ることを必要条件として、これについては出張調査届出書、出張調査報告書、さらには自家用車等で行く場合には、自動車運行記録簿の提出を義務づけると、こういったことによって政務活動費が市民の不信を招かないような、きちんとした内容になるのではないかなということで整理をしております。

以上、政務活動費使途基準マニュアルについては、議会改革特別委員会に変更することということになりましたけど、政務活動費の関係につきましても、うきは市議会政務活動費の交付に関する条例並びにうきは市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則がありますので、これらの使途基準の変更を受けて、実態に即した条例、規則の変更について審議することが必要であり、今回で終わりということではなくて、継続して議論を行うということで承認をされております。

最後に、所見です。まず、①のうきは市議会基本条例及び委員会規則、申し合わせ事項等の見直し検討ですけど、今回うきは市議会の基本条例を見直すに当たって一番の成果は、第15条の自由討議による合意形成と、先ほど議会運営委員会のほうから報告ありましたけど、第26条に対する見直し手続が、見直し後、実践されるようになったことであるというふうに感じております。審議する内容によって全体の合意を図るため、自由討議の場を設けることが、見直し後、多くなったと判断されます。

さらには第26条でうたわれている基本条例の見直しについても、これまでは十分に検証がなされておりましたが、今回、基本条例を議会改革特別委員会で見直したことにより、今まで実践されてなかった項目について、条例どおり議会運営委員会で具体的に検証が行われるようになりました。このことは、やっぱり大きな成果だったと言えます。

②の議員定数及び議員報酬等に関する調査・審議であります。今回、約2年間にわたり調査研究を議員全員で行ってきました。結果として、今回は現状維持の14名となりましたが、この問題に関しては、今後とも市民の意見を聞き、社会情勢の変化、人口減少の動向等を検証しながら、継続的に調査研究を進めていくべきであるというふうに考えております。

2年間にわたる調査研究を踏まえ、全議員により真摯に議論したということは、今後の議会活

動に生かされてくるものと期待しております。

③です。政務活動費等の見直しであります。政務活動費につきましては、うきは市議会政務活動費の交付に関する条例並びにうきは市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則を政務活動使途基準マニュアルの基準に合ったものに見直し、改正することを検討する必要がある、継続して審議するということになりました。

今後は他の市町村の状況を調査しながら、市民の疑惑を招かないものへ、さらには実用性のある制度へと見直す必要があるというふうに考えております。

ほかの市町村が行っている議員報酬の中に位置づけるという考え方も、今後は視野に入れながら、今後とも継続審議を図っていく必要があるというふうに思っております。

以上、議会改革特別委員会、4年間の報告をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

最後になりますが、市民生活基盤対策特別委員会の調査報告を行います。私が特別委員長として報告を行うため、副議長に交代をいたします。熊懐副議長、議長席のほうにお願いをいたします。

○副議長（熊懐 和明君） それでは、これより私が議長の職務を行います。

では、議事に戻りまして、市民生活基盤対策特別委員会の調査報告を求めます。14番、江藤市民生活基盤対策特別委員長。

○市民生活基盤対策特別委員長（江藤 芳光君） それでは、市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会の報告をいたします。

うきは市議会では市民生活に直結した生活水及びごみ、し尿処理対策について、今期、令和4年から7年度、先ほどの議会改革特別委員会と同時に特別委員会を立ち上げております。

重点かつ緊急を要する課題と位置づけまして市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）特別委員会を立ち上げまして、調査を行ってまいりました。

市民生活基盤対策調査・検討計画書に基づき、市執行部と連携して調査検討を重ねた結果及び今後の方向性について、うきは市議会会議規則第110条の規定により、その概要を総括し、ここに報告をいたします。

この報告書は、この4年間における活動の要旨をまとめたものでありまして、市民生活に直結

した重要な事案の報告として、市民にお伝えする必要上、少々時間を要しますが、御理解をいただきたいと思ひます。

まずは特別委員会の構成、運営体制を振り返ってみたいと思ひます。

一番目の特別委員会の構成は、議員全員14名で構成をし、委員会を総括する全体会議と取組課題等を主体的に調査・検討し、素案をまとめる「ワーキンググループ」に区分をして検討を進めてまいりました。

ワーキンググループの構成でございますが、私が委員長を兼務をさせていただいております。副委員長に岩淵和明議員、佐藤湛陽議員、中野義信議員、熊懷和明議員、樋口隆三議員、そして、現市長であります権藤英樹議員、当時でございます。

2番目の活動計画の期間及びスケジュール等でございますが、委員会の活動期間は今期4年間とし上水道整備に当たっては、一定の期限、この一定の期限というのは一番下のほうに注記、記載をいたしております。この件については水道事業運営基盤強化推進事業におきましては、国庫補助事業として、令和16年度までが期限となされておりまして、上水道整備に着手する場合は、令和7年度、今年ですね、令和7年度設計、令和10年度に県南広域水道企業団加入を執行部との共通認識として検討を進めたということでございます。

4年間でして、前半の2年間で一定の方向性をまとめたものであります。また、ごみ処理、耳納クリーンステーションにつきましては、久留米市から非公式に令和9年度末をもって、組合を脱退したい旨の申入れがなされており、その後における受入れ施設等を急ぎ模索する必要がございました。

以上が、特別委員会の構成、運営体制でございましたが、次に上水道とごみに分けて報告をいたしたいと思ひます。

まず、上水道整備に関する活動であります。この活動に当たりましては、かかる諸般の動向と情報を見極めながら、下にあります配付表のとおり実施をしてまいりました。

地下水、上水道に関する調査検討の経過概要であります。これをお読み取りいただきたいんですけども、総じて10回行っております。うち視察が2回、全体会議4回、ワーキンググループが4回というふうで活動いたしております。

特に視察におきましては、2番目にありますが、まず、小石原川ダムの視察、それから、その日の午後、県南広域水道企業団を視察をいたしております。

その下にあります第3回目が視察でありまして、8月の10日行政視察として平成21年に県南水道企業団に加入いたしました筑前町を視察をいたしております。

以下は、掲載のとおりでありますので、御確認をいただきたいと思ひます。

それでは2番目に、地下水の現状と上水道整備に関する調査検討を重点的にまとめております。

それでは、まず1点目が地下水の現状と上水道水源の確保についてであります。「夏は冷たく、冬は暖かく、飲んでもおいしいミネラル豊富な地下水」は、市民の生活基盤であり、将来に向けた水資源について平成28年から3か年をかけて、地方創生事業「地下水の農的水循環環境調査」を実施した結果において、平野部の地下にたまっている水の総量は約7.4億トンと推定をされ、恵まれたうきはの地下水との評価が示されております。

しかし、その一部に水質基準を超える地域があるほか、浅井戸では井戸枯れ等の事例も報告されております。また、全国の上水道普及率は98.2%に達しており、全国の市で上水道が未整備であるのは、うきは市のみであることのほか、地球環境の変動の可能性もあることから、将来の水資源確保を見据え、平成14年に議会の同意を得て、うきは市は筑後川最後の水源となる小石原川ダムへの参加を表明をいたしました。

小石原川ダムの整備には約12億円を投じ、5,740トン、1日であります。を確保して令和2年4月から供用が開始されております。

その一方で、合所ダムに係る固定資産税に類する「国有資産等所在市町村交付金」の未払いが発覚していたため、平成26年度から当時に遡ってかかる財源を確保しております。現在、約3,000万円を年間頂いておりますけれども、これは減価償却の資産として漸減していくものということになろうかと思えます。

2点目は、上水道整備に向けた現状課題と方針であります。上水道整備は将来における地下資源の変動（枯渇や汚染）への危機投資としても、豊富な地下水に恵まれた現状において、どれだけ市民世帯の受水の需要が見込まれているかが課題であり、平成27年7月に議会との協議により中山間地を除く全世帯に上水道事業に関するアンケートを実施した結果におきましては、速やかに加入するのは全体の10.9%にとどまっております。

この上水道整備の動向において参考となるのが、久留米市と合併した隣接の田主丸町でございます。生活水はうきは市と同じ地下水で、上水道に加入する世帯は少ない実情が確認されております。

次に、福岡県水道企業団に加入した場合における市の負担でございます。（2）で示したとおりであります。アンケートの結果で上水道に加入する世帯は僅かであり、その上で水道企業団に加入した場合の基本料金は、うきは市の責任水量5,740トン、1日です。の75%で、水を使っても使わなくても、同負担が生じ、使用料金額が加算される。その基本料の額は年間約1億200万円と推計されております。

次に、（4）で上水道事業を想定した場合における事業費用の推計であります。

上水道事業に係る事業費用につきましては、これまで平成22年に算定された50年間における総額283億円を固定的に基礎資料として使用してきたところでありましたが、経済情勢の変

化による人件費や資材等の技術開発による価格の高騰などが、委員会において指摘をされまして、令和5年度に専門業者に委託をして再算定が行われました。

結果、50年間の総事業費は440億円と推計され、その内訳は、初期費用として157億円、かかる利息43億円を超え200億円、さらに運転管理費（人件費、管理費等）で91億円、機械・電機等の更新事業費として149億円を加えた合計440億円となる試算となりました。

この場合、440億円のうち国庫補助の88億円を差し引き、市の負担は352億円となるため、毎年7億円の支出が必要となる計算となります。要は、市民世帯の上水道加入による水道料金収入がどれだけ見込まれるかが水道事業の鍵となるということになります。

(5)に地下水の水質検査による結果対応であります。

平成19年から令和6年まで、うきは市が実施してまいりました水質検査に応じた市民世帯の結果がマップに示されて提出されました。検査の延べ件数には、同一世帯が重複している検査もある可能性がございますが、延べ件数が2,732件のうち284件が一般細菌や大腸菌など、水質基準を超えている世帯としてマップに示されております。

そこで急ぐべき取組として、不適合が散見する地域においては集中的に適性検査を実施し、地下水の安全性を確認する必要がございます。その結果において不適合となる内容が軽微な地域にあつては、浄水器等の設置を助成をし、それでも不適な地域においては、簡易水道事業を整備するなどの対策を検討する必要があるということでございます。

(6)で市民との懇談会を実施がされました。

市民からは率直な質問、意見による活発な議論が展開され、議員との直接の発言の中で、市民に有意義な懇談があったということを主催の代表者から評価をいただいているところでございます。

以上が、上水道の関係の主な要旨でございます。

次に、ごみ処理等に関する活動であります。久留米市のごみ処理離脱に向けた調査検討の概要であります。

令和2年3月の久留米市議会において当時の久留米市長から、令和9年度末をめどに「うきは久留米環境施設組合」から離脱をして、田主丸町のごみは単独処理をしたいとの方針が示されたことが、議会のほうに報告を受けました。受けて令和2年5月から令和10年4月以降のごみ処理対策について市長、市民生活課と議員全体による勉強会が行われ、その後も受入れ可能な広域処理施設等の情報を基に随時開催をしてまいりました。

具体的には、久留米市北野町が脱退する甘木・朝倉・三井環境施設組合に北野町とうきは市が入れ替わるのが最も現実的だとして議会も賛同し、前市長が筑前町ほか組合構成団体との交渉を試みましたが、筑前町に設置・運営されているごみ処理施設「サンポート」の諸課題を巡り断念

を余儀なくされたところでもあります。

以後、受入れ可能な施設はなく、令和4年4月の市議会議員の改選により、6月議会において、市民生活基盤対策（上水道整備・ごみ処理等）の特別委員会を設置し、活動開始をしてまいりました。

以下、これまでの主な調査検討の経過概要を次表のほうに示しております。

これも全体で11回開催をいたしてございまして、視察が2回、全体会議が6回、ワーキング3回ということに記載されております。

視察のほうは、まず、みやま市、それから大木町、ここは生ごみを収集して肥料ですね、液肥、それとメタンガスを發揮して発電事業という、ごみを資源化するという早期に立ち上げた施設を視察をしてまいったところがございます。以下、ここの表に掲載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

それでは、大きな2番の令和10年度以降におけるごみ処理の方向性について要点をまとめておりますので、報告をいたします。

1点におきましては、組合において共同処理するごみ施設に関する事務の廃止を決議。

うきは市は久留米市から正式な申入れを受けまして、令和7年、去年の12月ですね、年末。議会において、うきは久留米環境施設組合のごみ処理事業、し尿処理事業を除きます。を廃止する議案、組合規約の変更を提出し、議決されました。

久留米市も同議案の議決後、県知事の許可により、令和10年3月31日をもってごみ処理事業を廃止することになります。今後2年間は両市で取り交わす覚書により、財産処分などの精算に着手することになります。

2番目が令和10年度以降のごみ処理施設の検討と、その経緯でございます。この4年間、うきは市議会は、市執行部と連携をいたしまして、久留米市が令和9年度末をもってごみ処理事業から脱退するとした予測を踏まえ、そのごみ処理運営と、その方向性について、先ほど、割愛しました経過の調査検討を進めてきましたが、いまだ結論には至っておりません。

今後におけるごみ処理の方向性としては、令和5年10月に講演をいただいた「筑後七国構想」を提唱している農学博士、中村修氏の理論と実践となります。中村博士は人口減少、税収の減少に伴い、行政コスト削減の必要から、公共施設を複合化して施設を減らし、効率化を図る公共施設マネジメントに基づいて、筑後地域におけるごみ処理施設の広域化、施設の集約化を提唱しております。

併せて、ごみ焼却処理施設等を発電・熱利用、防災・まちづくりの拠点とし、地域の公共施設や農業ハウス、温泉などに電力や熱を供給することで、エネルギーを地産地消として循環させる地域エネルギー施設として活用する構想を述べられております。

委員会では、大木町とみやま市を視察し、中村博士の現実理論をも踏まえ、今後のあるべき方向を議論してまいりました。人口とともに、ごみの量もさらに減少する現状において、広域事業への参加は経営・環境において必然であり、中村博士が推進する八女西部広域事務組合、八女西部クリーンセンターの次期更新施設整備計画に参加することが望ましい選択だと考えられております。

次に、3番目です。耳納クリーンステーション継続使用への地元7行政区への理解であります。

久留米市がごみ処理から離脱後、令和10年度以降、耳納クリーンステーションについては、当分の間、単独で運営しながら広域処理を目指す必要があります。そのためには、地元7行政区、ひいては市民全体の理解により、継続して使用できることが市民の生活を補助するために最も必要な要件となります。

今後は広域化に向け、市は県・関係自治体間の協議とともに、ごみ処理を受け入れる施設との交渉が急務となり、これからも議会は引き続き執行部と連携しながら、早期実現を目指さなければなりません。

最後に、今後におけるし尿の処理方針の検討であります。久留米市は当初、ごみ・し尿ともに環境施設組合を離脱し、し尿処理は北野町の「両筑苑」に移行する予定でしたが、新施設稼働計画のため、し尿処理は当分の間、継続することになっております。

現在の耳納衛生センターは、平成6年の稼働から30年が経過し、全体が老朽化しており、機能確保のための施設整備が必要とされることを踏まえ、令和5年に、今後の対策を専門業者に委託した調書「生活排水処理施設整備構想」に基づき、し尿を収集・運搬・前処理を経て下水道終末処理に投入する方式を計画をいたしております。

以上が、ごみの関係であります。総じて総括を申し上げたいと思います。

以上のとおり、この4年間にわたり生活基盤対策特別委員会において、活動計画に沿いつつ、市執行部と連携の下、市民生活に直結した生活水及びごみ・し尿処理対策について、この4年間で重点かつ緊急を要する課題と位置づけて取り組んだところであります。

市民の生活水については、地下水の現状認識とともに上水道整備に向けた事業費及び市民の上水道加入見込みなど、再検証を行い、市民の意向等を模索してきた結果において、上水道整備においては将来、地下水の枯渇・汚染等を懸念しながらも、豊富な地下水と小石原川ダムの水源確保を踏まえ、事実上断念せざるを得ない状況であるとしております。ただし、一部において水質基準を超える地域の調査・保全を急ぎ、必要に応じて、簡易水道の対策を講ずるよう指摘をいたします。

また、ごみ処理については、組合における共同処理の廃止が議決され、令和10年4月以降は、広域化を目指しながら、地元7行政区の理解の下、耳納クリーンステーションの継続使用を承諾

いただいた上で、久留米市と交わす施設財産等の清算とともに処理施設を委ねる交渉など、重要な局面を迎えております。

最後に、議会は本年4月末をもって任期を終えます。5月からは次期議会が新たに動き始めますが、市執行部と連携しながら、引き続きかかる重要課題とともに、人口減少・少子化等々に起因する構造的な課題への取組が図られることを願いながら、最終報告といたします。

以上でございます。長時間ありがとうございました。

○副議長（熊懐 和明君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（熊懐 和明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、市民生活基盤対策特別委員会の調査報告を終わります。

これをもちまして、議長と交代します。江藤議長、議長席へ着席をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 副議長、御苦労さまでした。

それでは、議事に戻りまして。

---

#### 日程第5. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、議案の上程を行います。

議案第3号から議案第31号まで29件を上程をいたします。

---

#### 日程第6. 市長の施政方針について

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、市長の施政方針について。

市長から説明がありますので、これをお受けすることにいたします。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 本日は、令和8年第2回うきは市市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず御参集を賜り厚く感謝を申し上げます。

また、先ほどは各常任委員会と併せて特別委員会からの御報告をいただきまして、2年間ないしは、この任期4年間に様々調査研究をいただき、一定の提言を取りまとめられました市民生活基盤対策の特別委員会の御報告、また、議会改革特別委員会の御報告につきましては、報告内容を真摯に受け止めさせていただき、また引き続き、市民生活基盤対策特別委員会の御報告内容に基づきまして、私ども市執行部といたしましても、今後の次期議会の皆様ともしっかりと連携を図りながら、市民の皆様の生活インフラである水資源やごみ処理に関して取組を進めてまいりた

と思いますし、この後、施政方針を述べさせていただきますが、令和8年度の私どもの施政方針におきましても、今の御提言も踏まえた上で、私どもとして一定の方向性を示させていただく所存でございますので、そのような中において、皆様からの今後の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本定例会において、先ほども申し上げました令和8年度の新年度の予算を御審議いただくに当たりまして、新年度の市政運営の基本的な考え方を申し述べ、議員の皆様をはじめとする市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和8年の市政運営に当たりましては、

- 1点目、子育てや教育の充実を通じた「こどもまんなか」施策のさらなる推進。
- 2点目に、高齢者福祉の充実や外出機会の創出による「いきいきシニア」を増やす施策の推進。
- 3点目に、移住定住促進のための取組強化と新たな産業の誘致。
- 4点目は、農林業の持続的発展に向けた取組の推進。
- 5点目に、民間企業や学術機関との連携強化と国際交流の推進。
- 6点目は、生活インフラの将来ビジョンを示した上での今後の取組の推進。
- 7点目に、時代やニーズに合った施策の推進と既存施策の適切な整理や行政サービスの効率化の推進。

これら七つの柱を基軸に様々な取組を進めてまいりたいと考えております。これらの基軸と施策の説明に先立ちまして、まずは、その財源となる令和8年度当初予算の概要について御説明を申し上げます。

令和8年度におきましても本年度同様、物価上昇の影響を受け、各種経費の増額が見込まれております。また、職員の人件費につきましても、国の基準に従い増額改定を行ったところでもございます。このような状況を踏まえた新年度予算の編成に当たりましては、本市の将来像を見据えた上で既存事業等の見直しを図り、増高する諸経費や人件費を捻出する財源を確保するとともに、自主財源を中心に新たな財源の創出を全力で努め、新規事業の予算を確保するなど、財政部局を中心に腐心を重ねた結果、令和8年度の一般会計予算総額は184億3,900万円余となり、前年度当初予算より2億2,400万円余、率にして1.2%の増額となりました。

前年度に比べ若干増高しておりますが、議員の皆様も御承認のとおり、この間の物価や人件費の上昇率や上昇額よりも抑えた額となっております。

今後も既存事業の見直しや新たな財源の確保に努め、本市にとって必要な事業については力強く推進できるよう、財政基盤の強化と、その健全性の維持に努めてまいります。

新年度予算の詳細につきましては、会期中の予算特別委員会において、各所管から説明をさせていただきますので、その中で十分な御審議を賜りたいと存じます。

それでは、本年度の市政運営の基軸となる七つの柱について御説明を申し上げます。

まず、1点目は、子育て、教育の充実を通じた「こどもまんなか」施策のさらなる推進です。本年度、重点施策の最重要の柱としてまいりました「こどもまんなか」施策を次年度も重要な柱として、さらなる取組を進めてまいります。

次年度の機構改革により新設する「こどもみらい課」は、保健課の母子保健事業、こども医療事業と福祉事務所の子育て支援事業、保育所事業、児童福祉の取組などを集約し、利用する市民の皆様にとっては、ワンストップで分かりやすく、担当する職員には子育て支援にかかる事業や取組を切れ目なく行える体制を整えるとともに、子育て支援の新規政策を立案・執行する係も新設し、その機能強化を図っております。

昨年4月より実施をしております、子ども医療費の無償化は、その実績や保護者世代の声からも一定の効果を感じておりますが、制度施行から1年が経過をいたしますので、今年度の様々な実績データや利用者の声、医療機関の声などを集約・分析し、制度のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

そのほか、おむつの定期便事業におけるオンライン対面の実施や支給品目の拡充などの制度の充実。また、子育て世代に好評いただいておりますブックスタート事業、こちらにつきましては、図書館職員の意見を取り入れて新たにセカンドブック事業を新設するなど、利用者や担当職員、有識者などの意見を取り入れたきめ細やかな子育て支援施策を次年度も推進してまいります。

保育分野に関しましては、本年度も検討を進めております病後児保育や休日預かり保育の拡充に向けた準備を次年度以降も進めるとともに、民間保育所の拡充、保育職員の意見を尊重した公立保育所の更新や再編、吉井幼稚園の認定こども園としての機能強化、支援などを進め、本市全体の保育サービスの質の向上を図ってまいります。

教育の充実につきましては、本年度実施をいたしました全小学校の児童に貸与をしておりますタブレット端末の更新に続きまして、次年度は全中学校の生徒に貸与しているタブレット端末の更新を行い、GIGAスクール構想に沿った教育環境の充実を進めてまいります。

また、老朽化する学校施設の適切な更新につきましては、次年度において千年小学校や江南小学校での給水施設工事をはじめといたしまして、これまでの市政運営の中では控えられてきた大規模修繕工事等を計画的に実施をしながら適正な管理、これに努めてまいりたいと考えております。

加えて、次年度は本年度に続いて、さらに会計年度任用の部活動指導員を加配するほか、小学校の水泳授業の民間委託を開始するなど、教職員の負担軽減や働き方改革を進めるとともに、子供たちや保護者、学校現場の声を反映した取組を進めてまいります。

また、物価高騰下における子育て支援の一環として、国の方針による学校給食費の負担軽減交

付金を活用させていただき、本市うきは市においては小学校給食費を全額公費負担、中学校給食費も次年度においては保護者負担を半額とするほか、入学準備品の中でも高額なランドセルとしても活用できる通学用バックを、令和9年度の小学校新入生に配布する事業など、本市独自の取組を様々展開しながら、この物価高騰の世情から全ての子供たちの育ちを守ってまいります。

浮羽町域の学校再編事業につきましては、本年度にあり方検討委員会からの答申をいただきましたので、その内容も踏まえた基本構想を策定し、次年度より学校教育課内に再編準備室を設けるとともに、事業規模や教育カリキュラムの詳細、地域との連携や廃校の活用の在り方などについて、新たに開校準備委員会と各分野の専門部会を設けて具体的な取組を進めてまいります。

次に、2点目の高齢者福祉の充実や外出機会の創出による「いきいきシニア」を増やす施策の推進でございます。

先進的な取組が多い本市の様々な高齢者福祉サービスを次年度も引き続き、うきは市社会福祉協議会や各自治協議会、民間の福祉事業所等と連携を図りながら進めてまいります。

特に、本年度も各自治協議会を中心に積極的に取組をいただきました訪問型・通所型サービス事業や一般介護予防事業の様々な取組を次年度もさらに多様化、広域化できるよう支援を広げ、市内全域での充実した地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。併せて、次年度は新規事業として認知症地域支援・ケア向上事業に取り組むほか、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では長引く物価高騰下での暮らしを支えるきめ細やかな取組を進めてまいります。

本年度に社会実験を開始したA I活用型のオンデマンド交通「のるーとうきは」は、運用開始以降、利用者数、システム登録者数ともに堅調に増加し、取得データからも高齢者の外出機会の創出に一定の効果をもたらしていることが実証されております。買物や通院等にとどまらず、各自治協議会の集いの場や老人クラブ、文化サークルの催しなど、次年度もより多くの高齢者の、ひいては市民全体の外出機会の創出、地域経済循環への参画につながる運用を試行してまいります。併せて、高齢者と同様に交通弱者である子供たちが気軽に活用できる運用を検討してまいります。

次に、3点目の移住定住促進のための取組強化と新たな産業の誘致でございます。これまで長きにわたって課題とされている移住定住施策ですが、本年度は、その各論の1つとして子育て支援施策の充実や学校教育の再編などに取り組んでまいりました。次年度は、これまでの取組と併せて、経済的支援のさらなる充実という新たな各論の取組も加えてまいります。

具体的には、これまで首都圏からの移住者に限られていた移住支援金制度を改め、三大都市圏や県外からの移住者も対象となるよう見直し、併せて家族や子供を伴って移住される方や、農業や介護職など、本市が求める職種に従事される方には、さらに追加支援を受けられる本市独自の制度運用とするほか、子育て世帯等マイホーム取得支援事業並びに空き家リフォーム補助事業の

補助対象や適用条件を拡充し、制度利用のさらなる促進を図ってまいります。

また、本市を離れていた出身者がUターンし、実家等を活用して定住する際の改修費用を補助する制度でありますとか、市内に転入する従業員を雇用する事業者に補助金を支給する雇用支援補助金制度などを新設し、本市出身者や雇用事業者への経済的支援も促進してまいります。

新たな産業の誘致については、本年度より事業が進んでいるうきは西部工業用地開発事業の事業進捗に合わせて、福岡県とともに今後の企業誘致の検討を始めるほか、遊休地等を活用した企業誘致や民間事業者等との連携・情報交換の強化を図り、新たな産業や雇用の創出を努めてまいります。

次に、4点目の農林業の持続的発展に向けた取組の推進でございます。本市の基幹産業である農林業の持続的発展と次世代への継承を次年度も重点課題として様々な取組を推進してまいります。本年度検証しております現行の担い手育成の取組に関しましては、その事業内容等を精査し、費用対効果の見込めないものについては整理を行い、今後は、短期間での独り立ちを強要しない若手人材育成に主眼を置いた新たな人材確保策や、第三者承継事業の導入等を検討してまいります。

併せて、本年度より増員、加配をしております農林業系のミッションを持つ地域おこし協力隊員につきましては、担当する業務と併せて中山間地域の様々な活動に参画し、担い手の一員になっている好事例も多いことから、次年度以降も引き続き人材の確保を行い、農林業と山村振興に力強く支援を行ってまいりたいと考えております。

また、本市の農産品が生産者にとって適正な価格で取引されるように、JAや取引事業者等と連携を図るとともに、これまで築かれたうきはブランドを生かし、販売ターゲットを明確にした出口戦略や新たな市場の開拓、トップセールス等を提案し、若手営農者が安心して持続的に営農できる生産基盤や販路を築く支援を行ってまいります。

本年度は、中山間地域での有害鳥獣被害に様々な施策を用いて、その減少に努めてまいったところでございますが、議員の皆様も御承知のように、昨年9月に確認をされました野生イノシシの豚熱により、イノシシの捕獲数が激減し、個体数も減少が予想される中、鹿や小動物の被害が頻発するなど、取り巻く状況が大きく変化をした1年でございます。

次年度は引き続き豚熱対策を進めるとともに、そうした変化に対応した有害鳥獣捕獲・処理の支援や農作物被害軽減の取組を確実に進めてまいります。

林業においては、森林組合と連携を図りながら、本年度は適齢期を迎えた市有林の主伐や間伐等を行い、トップセールス等による商品価値の向上、有利販売に努めてまいりました。次年度も林業を取り巻く様々な課題を考慮しつつ、林業事業の普及・認知向上の取組や市有林の適切な管理等に努めてまいります。

次に、5点目の民間企業や学術機関との連携強化と国際交流の推進でございます。本年度より民間企業や学術機関と連携した取組を進めるための検討や準備を進めてまいりました。人材や資金などのリソースが足りない本市のような地方都市にとりましては、お互いの強みを生かした連携ができる民間企業との協業や学術機関との連携は大変重要な取組と認識しております。

本年度は、株式会社モンベルとの包括連携協定を締結したほか、昨年度末に連携協定を締結した九州大学共創学部の夏季集中講義の受入れや、文化イベントでの連携、首都圏のスタートアップ・ベンチャー企業との連携による市役所内の働き方改革やDX推進などを行ってまいりました。

次年度は、そうした実働的な連携事業をさらに進めるとともに、新たなパートナー企業との連携も模索してまいります。また、人材や資金などのリソースは海外市場にもあふれております。次年度は、国際交流事業等を推進しながら、そうしたリソースを活用できる素地をつくっていくとともに、本市の重要な産業である観光業に裨益する取組といたしまして、本市のインバウンド需要が高い韓国や台湾をターゲットとした戦略的な取組も併せて進めてまいります。

次に、6点目の生活インフラの将来ビジョンを示した上での今後の取組の推進でございます。これまで長きにわたり明確なビジョンが示されてこなかった生活インフラである水資源とごみ処理について、本年度、様々な調査・検討や折衝、調整を行ってまいったところでございます。そのような調査・検討、折衝、調整を踏まえまして、次年度におきましては、まず水資源に関しては、上水道のフル整備にこだわらない新たな水資源の活用について、今年度は、これまで20年間の水質調査データの精査と追跡調査を行ってまいったところでございます。

次年度につきましては、こうしたデータを活用した地下水源の活用を前提とした基本計画の策定に着手をしたいと考えております。その上で今後の水資源のビジョンやスケジュール感については、その基本計画の中で示していけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、浅い井戸や打ち込み式の井戸など、潤沢な地下水層まで達していないため、枯渇などが生じている井戸へのボーリングの新たな補助、また、簡易給水事業の補助要件の緩和など、現状でお困りの市民の皆様へ向けた新たな支援も並行して検討し、切れ目のない生活インフラの維持にも努めてまいりたいと考えております。

ごみ処理につきましては、市長就任から、この1年半の間、耳納クリーンステーションが所在する地元の七つの行政区の皆様と複数回にわたる意見交換や説明会などを行わせていただき、今後の耳納クリーンステーションの稼働について御理解と御協力を求めてきたところでございます。

併せてごみの共同処理の廃止を表明した久留米市とも断続的な協議を重ね、共同処理の廃止後の耳納クリーンステーションの本市単独使用の許諾を得、令和10年度以降の本市のごみ処理の道筋をつけたところでもございます。

次年度以降は、施設組合から本市単独での運営への移行準備を進めるとともに、それ以後のご

み処理について、引き続き広域処理を主眼に置いた処理方法の調査や検討協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、7点目の時代やニーズに合った施策の推進と既存施策の整理、行政サービスの効率化の推進でございます。

本年度は、子育て支援施策や公共交通再編事業、学校再編事業など、今の時代に合った様々な世代のニーズに沿った施策を推進してまいりました。

次年度も、これまで述べてまいりました様々な分野の新たな施策を推進し、市民の暮らしに沿った市政運営に努めてまいります。

一方で、本年度の新規施策導入時もそうでしたが、新たな施策を始める、または既存の施策の内容を充実させるなどの、いわゆる政策のアップデートを図るには必ず予算が伴います。時代や市民ニーズに沿った新たな施策の推進に当たり、時代の流れや市民生活の慣習から見て役目を終えたであろう既存施策の見直しや予算組みの工夫など、次年度も積極的に推進してまいります。

また、次年度は新たな公共施設等総合管理計画と個別計画の策定年度となっております。次年度1年間をかけて市内の全ての公共施設の様々なデータを集め、市民の声も伺い、令和9年度から10年間の公共施設の在り方の基礎となる計画、言わば、この先10年のまちのありようが見えてくる、そのような計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上、令和8年度における市政運営の方針や施策の一端について述べさせていただきました。物価高騰や不安定な国際情勢など、厳しい社会経済情勢が続きますが、本市の市民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、速やかな情報収集に努め、国や県、近隣自治体との連携を密にし、市といたしましても様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様の深い御理解とお力添えをお願い申し上げ、次年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 施政方針の説明が終わりました。

それではここで、暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

午前10時34分休憩

-----  
午前10時50分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

#### 日程第7. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第7、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） それでは施政方針に引き続き、今議会での各議案の提案理由について説

明をさせていただきます。

本議会では、令和8年度一般会計及び特別会計予算並びに公営企業会計予算をはじめ多くの議案等を御審議いただくこととなりますが、令和8年度の当初予算は、先ほどの施政方針の中でも申し上げましたように、うきは市の喫緊に解決すべき課題に対応できるよう配慮し、予算を編成したところでもございます。

新年度に向け、これまで取り組んできた地方創生や子育て関連事業に係る動きをさらに加速させ、市民の豊かなうきは暮らしのため、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続き議員の皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、人事案件1件、条例案件6件、予算案件10件、その他の案件12件となっております。

まず、議案第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

令和7年度うきは市一般会計補正予算（第7号）について、衆議院議員選挙執行に関連する補正予算を専決処分しましたので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第4号は、令和7年度うきは市一般会計補正予算（第8号）でございます。

予算額を5億3,453万5,000円減額し、190億8,447万2,000円とするものでございます。

主な事業として、2款1項総務管理費では、新エネルギー対策費の事業費等3億6,547万6,000円の減額、6款1項農業費では、ため池の耐震性点検などを行う事業費3,461万3,000円の増額、8款2項道路橋りょう費では、橋りょう補修工事費として2,200万円の増額、8款4項住宅費では、市営住宅建設費7,320万円の減額、10款2項小学校費では1,815万9,000円を減額いたしております。

また、歳入では、11款1項地方交付税2億4,611万3,000円、16款2項県補助金3,017万1,000円の増額と13款2項負担金2,584万7,000円、15款2項国庫補助金3億7,731万1,000円、16款1項県負担金2,074万2,000円、19款1項基金繰入金4億989万9,000円を減額いたしております。併せて繰越明許費の追加をお願いしているところでもございます。

議案第5号は、令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算額を1億1,967万2,000円減額し、35億8,166万円とするものでございます。

歳出の主なものは、2款1項療養諸費5,873万6,000円、2項高額療養費5,783万1,000円を減額いたしております。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税2,360万6,000円の増額補正と4款1項県補助金1億782万5,000円、5款1項他会計繰入金1,653万8,000円、2項基金繰入金2,240万円を減額いたしております。

議案第6号、令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

予算額を458万9,000円増額し、6億1,280万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金561万5,000円を増額しております。

歳入の主なものは、1款1項後期高齢者医療保険料1,898万3,000円の増額と3款1項他会計繰入金1,584万3,000円を減額いたしております。

議案第7号は、令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

収益的収入及び支出の総額に変更はなく、企業債の利率について補正を行うものでございます。

議案第8号は、令和8年度うきは市一般会計予算でございます。

一般会計予算額184億3,900万円を計上するものでございます。

主な事業としまして、2款1項総務管理費では浮羽究真館高校に通う生徒への通学費等補助金として350万円、うきは市出身者が開催する同窓会費用の経費の一部を助成する事業として30万円、7款1項商工費では、事業者支援として、市外居住者が採用後、市内に居住する場合、その従業員を雇用する市内事業所等に対しての雇用支援として2,000万円、8款4項住宅費では、空家等対策として、実家等の改修をするUターン者に対し、改修費用を助成する事業に対して500万円、三大都市圏や県外からの移住者に支援金を交付する事業として200万円、9款1項消防費では防災対策費として、住宅に設置する止水板の設置費用の半額を補助する事業に対して150万円、10款2項小学校費では、ランドセルとしても使える通学バッグを令和9年度から新1年生に対して無償で配布する事業に対して381万円、小学校の水泳指導を民間委託する事業に対して888万円、10款4項社会教育費では、白壁ホールのグランドピアノの購入費として2,157万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものは、1款市税、1項市民税12億834万円、2項固定資産税14億9,410万9,000円、7款1項地方消費税交付金7億5,800万円、11款1項地方交付税56億6,500万円、15款1項国庫負担金22億3,795万円、19款1項基金繰入金18億5,450万3,000円を計上いたしております。

議案第9号は、令和8年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算でございます。

予算額34億7,898万9,000円を計上するものでございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税6億8,747万4,000円、4款県支出金24億7,257万1,000円、5款繰入金3億1,780万3,000円を計上しております。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費4,270万8,000円、2款保険給付費は24億5,341万3,000円、3款国民健康保険事業費納付金は9億2,574万7,000円、4款1項特定保険診査等事業費3,378万2,000円を計上いたしております。

議案第10号は、令和8年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

予算総額6億8,325万9,000円を計上するものでございます。

歳入の主なものは、1款1項後期高齢者医療保険料4億7,645万8,000円、3款1項他会計繰入金2億579万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費1,847万5,000円、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金6億5,928万9,000円を計上いたしております。

議案第11号は、令和8年度うきは市立自動車学校特別会計予算でございます。

予算額1億6,085万円を計上するものでございます。

歳入の主なものは、1款3項授業料1億1,975万5,000円、4款2項受託事業収入1,735万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、1款学校費では、1項学校管理費1億1,452万9,000円、2項事業費4,364万5,000円を計上いたしております。

議案第12号は、令和8年度うきは市簡易水道事業会計予算でございます。

収益的収支は収入8,812万5,000円、支出6,594万1,000円を計上いたしております。

資本的収支のうち支出は、償還金のほか工事費等で3,725万5,000円を計上いたしております。

議案第13号は、令和8年度うきは市下水道事業会計予算でございます。

収益的収支は収入13億4,806万5,000円、支出13億2,072万9,000円を計上いたしております。

資本的収支のうち、支出は11億4,087万2,000円を計上いたしております。償還金のほか、主な建設改良事業としてマンホールポンプ改築工事、浮羽浄化センターの改築工事、吉井浄化センターの増設工事を予定いたしております。

議案第14号は、教育委員会委員の任命についてでございます。教育委員会委員のうち1名が、保護者代表の要件を満たさなくなり辞職をされます。このため新たに1名を任命したいので議会の同意を求めるものでございます。

議案第15号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

小坪上橋橋梁補修工事及び栗木野地区簡易給水施設修繕にかかる費用を計画に追加することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号、第3次うきは市総合計画の策定についてから議案第17号、第3期うきは市地方創生総合戦略の策定について、議案第18号、うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽町域）の変更について、議案第19号、第3次うきは市男女共同参画基本計画の策定について、議案第20号、第3次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定について、議案第21号、うきは市浮羽町域学校再編基本構想の策定についてまでの六つの計画等につきましては、それぞれ計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号は、福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少等により、組合規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号は、久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議についてでございます。

久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更するため、地方自治法の規定により、久留米市と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号は、コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでございます。

市内11のコミュニティセンターの指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、鏡田屋敷土蔵の指定管理者の指定についてでございます。鏡田屋敷土蔵の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市バス使用料の減免制度を導入することに伴い、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第27号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が導入されることに伴い、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第28号は、うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

教育センターの移転に伴い、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第29号は、うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和8年度の機構改革に伴い、庶務を行う課の名称が変更があるため、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第30号は、うきは市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

林野火災注意報及び林野火災警報が創設されたこと等に伴い、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号は、うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

企業誘致の促進、既存事業所の増設及び民間開発等を促すため、同条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 提案理由の説明が終わりました。

---

### 日程第8. 議案第3号

○議長（江藤 芳光君） それでは、議題に入っていきたいと思っております。

次に、日程第8、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度うきは市一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

議案第3号について、一括して総務課長の説明を求めます。浦総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課、浦でございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページを御覧ください。

議案第3号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度うきは市一般会計補正予算（第7号）について）別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

次のページを御覧ください。専決第1号専決処分書となっております。

続きまして令和7年度うきは市一般会計補正予算書の（第7号）を御覧ください。

1ページ、令和7年度うきは市一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度うきは市の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,462万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億1,900万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年1月27日。うきは市長権藤英樹。

続きまして6ページを御覧ください。

歳入でございます。

16款3項県委託金1, 462万円の増額補正でございます。これは衆議院議員総選挙執行に係る委託金を計上しているものでございます。

続いて、7ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款4項4目衆議院議員総選挙費1, 462万円の増額補正でございます。選挙執行に係る経費を1節報酬から17節備品購入費まで区分して計上させていただいているものでございます。

以上につきましては、令和8年1月23日に衆議院が解散となり、1月27日公示、2月8日投開票となったことを受けて、専決により補正予算を編成させていただき、選挙の執行に当たったものでございます。御承認よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は承認することに決しました。

---

## 日程第9 議案第5号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第9、議案第5号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別

会計予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。よろしくお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第5号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,967万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8,166万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。1款1項国保一般管理費、システム改修委託料94万2,000円、令和8年度国保税当初賦課に新たに子ども・子育て支援金分を徴収するためのシステム改修費でございます。改修を行う事業者が3月末までの完了が間に合わないことから繰り越すものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目国民健康保険税2,360万6,000円の増額補正でございます。医療給付費分が1,378万5,000円、後期高齢者支援金分が468万3,000円、介護納付金分が242万円、滞納繰越分が271万8,000円でございます。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分の増額については、当初見込みより被保険者の所得が高くなったことや、被保険者の移動によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金1億782万5,000円の減額補正です。

1節普通交付金1億2,005万2,000円の減額は、給付費の見込みの減及び第三者納付金等の収入増に基づき減額するものでございます。

2節特別交付金1,222万7,000円の増額は、保険者努力支援交付金の事業費連動分等の額の確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金1, 653万8, 000円の減額でございます。それぞれ実績等による国県の額の確定及び実績見込みに基づくもので、一般会計からの繰出金の減額によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金2, 240万円の減額補正でございます。国保税の収納額が当初見込みより増額となったことに伴い、基金からの繰入を減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

7款3項1目一般被保険者第三者納付金266万円の増額でございます。交通事故などの第三者行為による納付金が、実績見込みにより増額するものでございます。

2目返納金82万5, 000円の増額については、実績見込みによる増額でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目18節療養給付費5, 873万6, 000円の減額でございます。給付見込みにより減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

2款2項1目18節高額療養費5, 783万1, 000円の減額でございます。これも給付見込みにより減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

4款1項1目特定健康診査等事業費657万9, 000円の減額でございます。

1節報酬、3節の職員手当等、4節共済費の減額については、住民健診後、保健指導を行う専門職2名のうち1名が応募なく、年度途中8月からの8か月間となったことによるものでございます。

12節特定健診委託料521万9, 000円の減額でございます。住民健診の実績額の確定と個別健診の見込みにより減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

8款1項1目予備費347万4, 000円の増額でございます。歳入予算額と合わせるための調整でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 少しお尋ねをしたいと思います。

1つは7ページですけれど、保険税の収入増の全体の補正になりますけれども、昨年の予算のときに、6,300人程度の加入者が300人ぐらい減るというふうに想定されていたわけですが、直近の加入者の動向について、人数がどのくらい、世帯数と人数がどのくらいになっているのか。少し教えていただけたらありがたいと思います。

それから、同じく現年課税分が計画どおりであればですね、毎年滞納が発生するわけですが、令和6年度の収納率が若干下がった経過があったんですね。そういう意味では、令和7年度、こういう意味で税が順調に、移動等も含めてあるんだらうと思うんですけども、そういう意味では収納率がどうなっているのかな。少し上がっているのかどうかというのをちょっと確認を、見通しを伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、8ページですけれど、先ほど説明の中で普通交付税については、高額医療とか給付のところが減額されているわけで、それに見合った形になっていると思いますけれども、第2節の特別交付金について、先ほど努力支援のところによるというふうな話だったんですけども、具体的に、これが、全額が多分1,222万7,000円、特別交付金、これが全部、その努力支援だったのかどうか。

改めて、明細があったら教えていただきたいと思います。以上3点です。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 3点御質問がございまして、1点目の令和7年の直近の国保の被保険者数等の状況でございますけれども、令和8年1月末で被保険者が5,957人、3,670世帯となります。

令和7年の1月末は6,135人で3,740世帯になっておりますので、令和8年度のほうが被保険者数、世帯ともに少なくなっているような状況でございます。

2点目の収納率の状況でございますが、令和8年1月末現在で、全体で収納率が67.8%でございます。昨年の1月末現在が67.0%ですので、今年度のほうが0.8%上回っているような収納率でございます。

それから、3点目の特別交付金の内訳でございますけれども、事業費連動分が917万1,000円、特別調整交付金が301万7,000円、それから、特定健康診査等負担金が3万9,000円で、合わせて1,221万7,000円になります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ありがとうございます。

想定よりやっぱり、社会保険に加入する率も含めて増えているということの背景にあるかというふうに思っております。そういう点では、収納率の、その向上するというのは、また、改めて、

その辺のところも詳しく調べていければいいかなというふうに思っているところです。

それで、ちょっと次に9ページになりますけども、1節の保険税の軽減分の減額予算ということになりますけども、令和6年度の決算と、改めてちょっと見比べるとですね、5%ぐらいちょっと下がっている、減少しているということです。そういう意味では、直近の2割、5割、7割が、どの程度変化しているのかなというのは、ちょっと気になったので、すぐには分からないかもしれませんが、具体的に、どの部分の方々が減少してるのかなというのが、ちょっと気になったので教えていただければありがたいなど。分かる範囲で結構です。

それから14ページですけれど、特定健診の減額ということで、説明の中では、1名応募がなくということで8か月分となったというふうに聞きました。

そういう意味では、特定健診委託料のところ個別受診等によって、移行することによって、実績が見込みより、予算より下がったということだろうと思うんですけども、全体の受診率が低下していないのかどうか、ちょっと気になったので、健康うきは21の計画の中でも受診率を引き上げていくという計画があったと思うんですけども、その辺のところの関係も含めてですね、確認させていただければありがたいと思っております。

最後に、療養給付費や高額療養費が減額となって、国保事業、歳出額が減少しているということになるわけですが、これに対して福岡県に対する国保事業の納付金については、これは減少は、減額補正今回ありませんけれども、ここはどういうふうになるのか、見通しを教えてください。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 3点御質問がございましたけれども、1点目の保険税の軽減分でございますけれども、令和7年の10月31日時点で、7割軽減が1,252世帯、1,660人、5割軽減が635世帯、1,097人、2割軽減が432世帯の792人でございます。

それから受診率でございますが、令和7年度の集団健診の、特定健康診査の受診者が1,570名で、個別健診が185名、これ1月末の状況でございますが、対象者が4,413名で、受診率が39.76%でございます。

1月末時点で令和6年度の法定受診率を上回っているような状況でございます。令和6年度が39.2%ございましたので、現時点で0.56%上回っているところでございます。

3点目の国保事業費納付金額につきましては、もう令和7年度の納付金は確定しておりますので、療養給付費等を減額していますが、納付金に変更はございません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

---

#### 日程第10. 議案第6号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、議案第6号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

説明を求めます。末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 後期高齢者医療事業特別会計の補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第6号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,280万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

4ページをお願いいたします。

1 款 2 項 徴収費システム改修委託料 1 4 8 万 5, 0 0 0 円、令和 8 年度後期高齢者保険料、当初賦課に新たに子ども・子育て支援金分を徴収するためのシステム改修費でございます。国保税の徴収のためのシステム改修を行う事業所と同じ事業所で、3 月末までの完了が間に合わないことから繰り越すものでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 1 節 現年度特別徴収保険料 4 6 2 万 3, 0 0 0 円の減額補正でございます。

後期高齢者医療広域連合の資料により、当初予算を計上しておりましたが、直近の調定額からの見込みにより減額するものでございます。

次に、2 目 1 節 現年度普通徴収保険料 2, 3 6 0 万 6, 0 0 0 円の増額補正でございます。特別徴収と同様に、直近の調定額から見込みにより増額するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金 1, 5 8 4 万 3, 0 0 0 円の減額補正です。内訳は、広域連合からの通知に基づく保険基盤安定負担金が 1, 3 8 0 万 1, 0 0 0 円の減、事務費等が 2 0 4 万 2, 0 0 0 円の減額となります。

9 ページをお願いいたします。

5 款 4 項 1 目 1 節 雑入、後期高齢者医療事務費負担金返還金 1 4 4 万 9, 0 0 0 円の増額補正でございます。

令和 6 年度の事務費負担金の額の確定により、後期高齢者医療広域連合から返還されるものでございます。

1 0 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款 1 項 1 目 1 8 節 後期高齢者医療広域連合納付金、内訳は保険料分が 1, 9 4 1 万 6, 0 0 0 円の増額、保険基盤安定負担金が 1, 3 8 0 万 1, 0 0 0 円の減額になり、差引き 5 6 1 万 5, 0 0 0 円の増額補正でございます。いずれも広域連合からの通知に基づくものでございます。

1 1 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目 予備費 1 0 2 万 6, 0 0 0 円の減額補正でございます。

歳入予算と歳出予算額と合わせるための減額となります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと幾つかお尋ねします。

1つは7ページですけども、特別徴収が、減額して普通徴収が増えるということになってますけども、この間の流れで言うと、普通徴収が、比率が下がってて、特別徴収のほうが上がったという経緯が、これは人数、本来であれば人数で見るべきだと思うんですけども、これ単純に計算してみたら、特別徴収が補正前が66%で、普通徴収が34%、これ金額ですけども、補正後が特別徴収が62%で、普通徴収が38%ぐらいになるわけです。

これ人数で見たほうが、本当はもっと正確なんだろうと思うんですけども、この背景が何なのかというのをちょっと確認をさせていただきたいというふうなことと、併せて、加入者人口について、どういうふうに推移しているか、確認したいと思いますので、教えていただきたいと思います。

それから、8ページになりますけども、一般会計繰入金のところの減額ということになります。これは先ほども個々のところでもあったと思うんですけども、軽減分のところを均等割と平等割というのは、負担分の軽減ということですけども、内訳があったら教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 3点御質問がございましたけれども、1点目の特別徴収と普通徴収の分でございますが、特別徴収については、年金から天引きによる徴収でございますけれども、死亡、転出などでですね、今回、減額になっているものと考えております。

それから、普通徴収保険料は令和7年度に75歳になる方は年金天引きができないので、納付書での支払いをする方がほとんどでございます。

後期高齢者広域連合の直近12月時点の調定集計表において、令和7年度は前年度から75歳到達者が約60人減って、減になっている一方で、普通徴収は約2,000万円増額となっております。

このことから、75歳の方の所得額が増えているものが、普通徴収保険料が増えている要因だと考えております。

窓口でも75歳到達者が就労されていて、所得額があり、後期高齢者保険料が高いという問合せがございますので、こういったことから75歳到達者の所得額が増えているのではないかと考えているところでございます。

加入者の状況でございますが、令和7年12月末で、合計が5,744人で、75歳未満の後期高齢者医療保険の被保険者が137人、75歳以上が5,607人で、先ほど申し上げましたが合計5,744人という状態でございます。

3点目の後期高齢者の軽減の人数状況につきましては、手持ちで資料がございませんので、回答ができません。申し訳ありません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第6号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は可決することに決しました。

---

### 日程第11. 議案第7号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第7号令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。よろしくお願いいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

議案第7号令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和7年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

今回、補正後の利率を5%以内とするものです。令和8年2月27日提出。うきは市長権藤英樹。

内容につきましては、全員協議会で説明させていただいた企業債利率の変更となります。当初

予算では3%以内で設定しておりましたが、金利情勢の変化により、今月は3.4%に上昇しております。

また、繰越事業分には、来年度3月期の利率が適用されることから、今後に備え5%以内での補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は可決することに決しました。

---

#### 日程第12. 議案第14号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第12、議案第14号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 議案第14号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち古賀公彦氏が令和8年3月31日をもって辞職されますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、野上晃成氏を、議会の同意を得て任命したいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は同意することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第22号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第22号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課、浦でございます。

11ページを御覧ください。

議案第22号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日を限り福岡県市町村職員退職手当組合から久留米市ほか3市町高等学校組合を脱退させ、令和8年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。令和8年2月27日。うきは市長権藤英樹。

提案の理由につきましては、ただいま申し上げましたように、本年3月31日で、退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少すること。久留米広域市町村圏事務組合が名称変更すること。併せて所要の文言整理を行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書12ページを御覧ください。

福岡県市町村職員退職手当組合の一部を変更する規約でございます。

この新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表1ページでございます。

別表第1、第2条関係でございます。こちらが同組合の構成団体を示すものとなっております。中ほどでございます糟屋郡の表記の改正と下の三井郡の中の久留米市ほか3市町高等学校組合について削除し、その他の一番下の行、久留米広域市町村圏事務組合を久留米広域消防組合とするものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

別表第2、第5条関係になります。

これは同組合の議員の選挙及び定数でございます。定数に変更はございません。

先ほどと同様に、久留米市ほか3市町高等学校組合について削除し、その他の一番下の行、久留米広域市町村圏事務組合を久留米広域消防組合とするものでございます。

議案書12ページにお戻りいただきたいと思います。

12ページ、附則でございます。この規約は令和8年4月1日から施行することとさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号は可決することに決しました。

ここで皆さんにお諮りしたいと思います。あと残された議案がですね、4件です。あまり難し

いのではないと思いますが、このまま続けて最後まで行くのがいいか。休憩取るのがいいのか、皆さんに確認したいんですが、続行してよろしゅうございますか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それじゃ続行させていただきます。

執行部の皆さんも御了解ください。

---

#### 日程第 1 4. 議案第 2 3 号

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第 1 4、議案第 2 3 号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課の手島です。

議案書 1 3 ページをお願いいたします。議案第 2 3 号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について。

久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定により、久留米市と協議する。令和 8 年 2 月 2 7 日提出。うきは市長権藤英樹。

提案理由は記載をしておるとおりでございます。

久留米広域連携中枢都市圏では、このたび、令和 8 年度から 5 年間に計画期間といたします第 3 期のビジョンを策定することとしております。

第 3 期ビジョンの策定におきまして、事業の一部を追加、または廃止することに伴いまして、久留米市と各市町で締結をしております連携協約において、連携協約の一部に変更が生じるため、連携協約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1 4 ページをお開きください。

協約の変更箇所につきましては、別表 2 を次のとおり改めるものでございます。

新旧対照表の 3 ページをお開きください。

連携協約の別表のうち、（2）高次の都市機能の集積・強化に関する取組のうち、上から 1 項目と 3 項目を改めるものでございます。

1 項目につきましては、改正前が久留米シティプラザでのにぎわいづくりに特化した記述となっておりましたけれども、改正後は、圏域の中心拠点機能の集積強化といった内容に改めまして、3 項目につきましては、改正前が文化芸術に関する記述となっておりましたけれども、改正後は、大学等との連携に関する記述に改めるものでございます。

議案書 1 4 ページにお戻りください。

各市町の議会において、議決をいただいた後は、15ページにかけて記載をしておりますとおり、協約書を取り交わしをいたしまして、福岡県並びに総務省へ届け出ることとなっております。説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 規約の変更については特段、反対ではないんですけど、何ですかね。今回の中枢都市圏ビジョン、こちらのほう全協のほうで説明があったんですけど、その中で田んぼダムの件が新規で上がったと思うんですけど、中身の質問でいいのか分かりませんが、今後、うきは市は田んぼダムを推進して事業を展開していくのかだけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、議案に上がっている内容とは直接関係ありませんので、的確な回答は持ち合わせておりませんが、田んぼダムにつきましては、これまでの間、農業振興等で議員の皆様からも様々質問いただいている中でお答えをしていることと重複するかもしれませんが、御承知のとおり田んぼだけに限らず本市は大石堰の水路でありますとか、様々な農業用水路と深く田んぼの排水は関わっておりますので、そうした土地改良区の皆様だとか、用水を管理、守っていただいている皆様、また、農業従事者の皆様、様々なステークホルダーの皆様と相談をした上で、このような取組について、どのようにうきは市として取り組んでいくか、今後、検討せざるを得ないような内容だというふうに思っておりますので、この場においては、今現状どうということはありませんが、当然、連携中枢都市圏、または御承知のとおり巨瀬川については特定都市河川流域に指定をされておりますので、久留米市さんとも連携を図りながら、そうした洪水対策、また、田んぼダムの活用ということについては検討していかなければならない課題だというふうに認識しております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

14ページの一番下の段に大学等の連携しということで、このタイトルが久留米広域圏中枢都市圏形成ということですが、この大学等については、久留米市内にある久留米大学とか久留米工業大学というふうに解釈していいのか。それとも、そのほか県内なり、全国的に展開する大学というふうに理解していいのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 今、大学等との連携について御質問いただきました。

議員おっしゃるとおりですね、まず久留米市内にあります大学との連携を、まずは考えており

ます。

そういったところで、久留米市と今、協議をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第23号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第28号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第28号うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。よろしくお願いいたします。

議案書の26ページになります。

議案第28号うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和8年2月27日。うきは市長権藤英樹。

27ページをお願いいたします。

新旧対照表は20ページになります。

うきは市教育センターの設置条例の一部を改正する条例。

うきは市教育センターの設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中、うきは市吉井町新治316番地をうきは市吉井町983番地1に改める。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

こちらにつきましては、うきは市教育センターが西別館からり色ふるさと館に移転することに伴いまして、住所の変更を行うものでございます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 議案第29号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第29号うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎公子君） 福祉事務所、宮崎でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書28ページをお願いいたします。

議案第29号うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和8年2月27日。うきは市長権藤英樹。

29ページをお願いいたします。

この改正は、機構改革により庶務を行う課名が変更になるため、第9条中、福祉事務所をこどもみらい課に改めるものでございます。

新旧対照表は21ページになります。

議案書に戻ります。29ページ、お願いいたします。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は可決することに決しました。

---

### 日程第17. 議案第30号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第30号うきは市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長（森山 益資君） 農林振興課、森山です。よろしくお願ひします。

議案書30ページです。

議案第30号うきは市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和8年2月27日。うきは市長権藤英樹。

31ページをお願いします。

改正の目的といたしましては、令和7年に岩手県大船渡市で大きな被害が発生した林野火災を

受け、火災予防条例（例）が一部改正され、林野火災注意報及び林野火災警報が創設されたことから、本条例においても林野火災注意報及び林野火災警報を追加するものです。

併せて、「異常乾燥注意報」が「乾燥注意報」に名称を変更されていることを受け、記載を改めるものです。

新旧対照表の22ページをお開きください。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を、「若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、「又は」の次に、「林野火災注意報、林野火災警報若しくは」を加え、同条第2項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、「又は」の次に「林野火災注意報、林野火災警報、若しくは」を加えます。

議案書31ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 条例の改正は別段よろしいんですけど、この周知は、市民への周知は、どのように取り組んでいくのか。そこが大事だろうと思っております。

書面上の変更だけではなく、大船渡であった火災、確かに大被害でした、2月、3、000ヘクタール以上、山火事で、90棟の家が焼失した大災害だったと記憶しております。そういったのが、うちの地形にも当てはまるということであれば、その周知、それから防災計画に組み込むのか、そこを教えていただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 森山課長。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長（森山 益資君） 周知の方法なんですけど、まずは久留米広域消防本部が該当し、連絡が来ます。その後、消防本部のホームページ、SNSへの掲載、うきは市でも防災行政無線、市の公式LINEで周知するところです。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課、高山でございます。

今ほど農林振興課長が申しました、火災予防条例ですね、久留米市町村広域圏事務組合火災予防条例、こちらのほう、昨日、運用を開始されております。まず、運用を開始されたことにつきましては、久留米広域の消防本部のホームページで、うきは市のホームページでも運用開始されたことを、まず、周知させていただいております。

2点目の御質問でございますけれども、地域防災計画、こちらにつきましては地域防災計画の中で林野火災の防止について設定しておりますけれども、こちらのほうも修正していくところで、

今、準備を進めているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回の条例変更にありますは、誰が守るべき制限をですね、こういった警報注意報が出たとき、火を使っちゃならんよという条例だろうと思うんです。それは誰なのかと、市民が知っとかんといかんとじゃないですかと。そういった制限が関わってきますからですね、きちっと周知、それから山間部の人やらは特に、こういった注意報、警報が出たら火を使っちゃならんですよちゅうところは、この改正の目的だろうと思っていますからですね、そういったのは市民にきちっと周知すべきだろうと思って質問したところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） これが変わったことの周知をどうするかということを含めて。森山課長。

○農林振興課長兼農業委員会事務局長（森山 益資君） 周知の方法はですね、先ほど申したとおり、防災無線及び市の公式LINE等で周知していく、広報誌等でも周知しているところです。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 追加で、補足で説明しますが、今、農林振興課長が申し上げたのは、発令時の周知ということで防災行政無線であるとか、公式LINEとか、そういったものだというふうに認識をしております。あとホームページですね。消防本部、市のホームページということで、常時、今回2月26日からだと思いますが、この警報注意報が追加されましたので、これについては、市の広報誌等ですね、また、当然、ホームページや市の媒体等でも周知をさせていただくと。その中で少し詳しく御説明を申し上げるような形になろうかと思ひますが、今、組坂議員から御質問いただいて、当然、今、本会議ですので動画等も回っておりますので、御認識いただきたいのは、今回はですね、これは、いわゆる森林の関連の法律等で定められている、いわゆる森林とかというふうに定められている場所ですね。そこの中においての、火気の制限がかかるということですので、山の中にあっても、例えば、姫治地区のようなところで、いわゆる宅地であるとか、畑であるとか、そういった地目のところで火気制限が及ぶというようなことではございませんので、そういった詳細の内容については広域消防等のホームページを御覧いただく、もしくは市の広報等でも極力分かりやすくですね、説明を申し上げたいというふうに思ひますが、やはり議員が御懸念されているように、一定の制限等がかかるような規制の内容になっておりますので、そういったところがですね、誤解を生むようなことがないような周知に努めたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は可決することに決しました。

それでは、保健課長のほうからですね、答弁の申入れがっておりますので。末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 議案第6号後期高齢者医療特別会計補正予算において、岩淵議員さんのほうから御質問がありました、後期高齢者医療保険料の軽減内訳についてでございます。

令和7年10月31日時点で7割軽減が2,613人、5割軽減が915人、2割軽減が550人でございます。

以上でございます。

---

#### 日程第18. 予算特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） それでは、最後になりますが、日程第18、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第8号令和8年度うきは市一般会計予算、議案第9号令和8年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号令和8年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第11号令和8年度うきは市立自動車学校特別会計予算、議案第12号令和8年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第13号令和8年度うきは市下水道事業会計予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

予算特別委員会の委員長に、13番、熊懐和明議員、副委員長に9番、岩淵和明議員を指名して決定をいたします。

---

**日程第19. 予算特別委員会への議案審査付託**

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第19、予算特別委員会での議案審査付託を議題とします。

議案第8号令和8年度うきは市一般会計予算、議案第9号令和8年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号令和8年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第11号令和8年度うきは市立自動車学校特別会計予算、議案第12号令和8年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第13号令和8年度うきは市下水道事業会計予算を予算特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号から議案第13号を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日2月28日から3月1日までは休会とし、3月2日、本会議を開き一般質問を行います。

以上でございます。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時16分散会

---